

1. 順心神戸病院 臨床倫理の基本方針

当院では基本的人権はもとより、当院の「理念・基本方針」に基づき、患者さんにとって最善の医療を追求し、実現するために、臨床倫理に関する方針を定めています。

1. 患者さんの人間としての尊厳と権利を尊重します

- ・人種、宗教、年齢、性別などにかかわらず、患者さんと信頼関係を築き、平等に医療を提供します。
- ・守秘義務を遵守し、個人情報の保護に努め、これを他者と共有する場合には適切な判断のもとに行います。

2. 患者さんの知る権利および自己決定の権利を尊重し、その権利を擁護します。

- ・医療内容やその他の必要な事項について、患者さんにわかりやすく十分な説明を行います。
- ・検査や治療法などの同意や選択にあたっては、患者さんの自己決定権を尊重します。
- ・職員は必要に応じて患者さんの代弁者となり、権利の養護者として行動します。

3. 医療の進歩に必要な研究の実施や倫理的な問題を含むと考えられる医療行為などについては、関係法規、公表されている指針(ガイドライン)などを遵守し、倫理委員会などで十分な審議を行い、適切な対応を決定します。

2. 具体的な倫理的課題への対応方針

1) 意識不明・自己判断不能者への対応について

意識不明や判断能力のない患者さんにおいては、緊急事態で生命に関わる場合で、かつご家族等関係者に連絡をつかない場合を除いて、ご家族など適切な代理人の同意を得て治療に必要な判断と決定を行います。なお、ご家族などの適切な代理人がいない場合には、患者さんにとって最善の利益となる方向で治療を行いません。

2) 検査・治療・入院の拒否、不履行について

検査・治療・入院等の必要性並びに利益と実施しない場合の負担と不利益について、患者さんに十分な説明を行っても医療行為を拒否した場合は、患者さんの自己決定を尊重します。ただし、感染症法等の法規に基づき、治療拒否が制限される場合があります。

3) 輸血拒否患者さんへの対応について

- ① 当院では、いかなる場合においても「相対的無輸血治療」を施行します。
- ② 宗教上の理由で輸血拒否を望む患者さんに対して、そのことが理由での治療拒否はいたしません。
- ③ 免責証明書など、「絶対的無輸血治療」への同意文書には署名いたしません。
- ④ 相対的無輸血治療に同意いただけるように努めますが、最終的に同意が得られない場合は、他院での治療をお勧めします。
- ⑤ 出血性ショックなどによる瀕死の病態で、輸血以外に救命の手段がないと判断される緊急の場合

は、手術同意書・輸血同意書が得られない場合でも救命のための手術・輸血療法を実施いたします。

絶対的無輸血	患者さんの意思を尊重し、たとえいかなる病態になっても輸血をしないという立場・考え方
相対的無輸血	患者さんの意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った時には輸血を行うという立場・考え方

4) 身体拘束について

やむを得ず身体を拘束し、行動制限の必要がある患者さんには、「身体拘束予防ガイドライン（2015年：日本看護倫理学会臨床倫理ガイドライン検討会）」に基づき作成した院内手順に則り、対応します。

5) 終末期医療について

終末期の医療・ケアについては、「人生の最終段階における医療の決定のプロセスに関するガイドライン（2015年：厚生労働省）」に基づく院内指針に則り、患者さんおよびご家族と相談のうえ、患者さんの意思に基づいた医療を行ないます。また、可能な限り、疼痛やその他の不快な症状を緩和し、精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行ないます。

6) 心肺蘇生不要（DNAR）について

心肺蘇生術（CPR）の有効性について、終末期・老衰・救命不能または意識の回復が見込めない場合、患者さんやご家族に対して十分な説明を行なったうえで、心肺蘇生術を行なわないことに同意された場合は、その意思を尊重します。ただし、いかなる場合も積極的な安楽死や自殺補助は認めません。当院の「臨床倫理の基本方針」に基づき、心肺蘇生の有効性、DNAR 指示の適切性を患者さんやご家族、代理人に説明し、倫理的側面を考慮し適切に検討します。

7) 虐待について

虐待が疑われる患者さんについては、複数の医師で検討し、警察へ届出るか否かを判断します。しかし、その前に医療などが必要な場合、患者さんに判断応力・意思決定能力がなければ、被疑者の疑いがある親や親族に病状を説明し、同意を得て医療行為を実施します。

8) その他の倫理的問題について

その他の倫理的問題については「臨床倫理の基本方針」に従い判断しますが、必要に応じて「倫理委員会」で審議を行ない、その方針に従います。